

(平成24年4月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

昭和49年5月の結婚と同時に、夫がA市区町村役場において、私の国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、夫がA市区町村役場の年金担当窓口又はB金融機関C支店で納付した。

申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、婚姻月である昭和49年5月に国民年金に任意加入し、その後は申立期間を除き国民年金保険料の未納期間は無いなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、「妻（申立人）が国民年金の第3号被保険者となり、保険料を納付する必要が無くなるということについて、その1年ほど前（昭和59年又は60年頃）から職場で話題となった記憶がある。当時、妻の保険料の納付が遅れたこともあったが、賞与等が支給された際にまとめて納付するなど、未納無く申立期間の保険料も納付したはずである。」としており、申立期間当時の記憶は鮮明であり、供述は具体的である。

さらに、オンライン記録によれば、申立人に対して、昭和61年7月11日付けで国民年金過年度保険料の納付書が作成されていることが確認できるところ、A市区町村が保管する申立人に係る国民年金検認票によれば、当該時点において、申立期間直前期間の昭和58年4月から60年3月までの保険料は既に現年度納付されていたことが確認でき、同納付書の対象となる

保険料未納期間は申立期間のみであることから、当該納付書は、申立期間の納付書であったものと推認でき、前述の申立人の夫の供述などから判断して、当該納付書により申立期間の保険料が納付されたものと考えても不自然ではない。

加えて、申立人及び申立人の夫においては、申立期間の前後を通じて住所や仕事に変更は無く、経済状況等に大きな変化は認められないことなど、申立期間に係る保険料の納付を妨げるような事情は確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案687

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

昭和39年に、A市区町村（現在は、B市区町村）の地区の婦人会の代表をしていた人に国民年金の加入手続をしてもらい、しばらくして、自宅に来た同人に申立期間の国民年金保険料を一括で納付した。金額は、1か月当たり100円であった。

申立期間に係る国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間である上、申立人は、その父から勧められて国民年金に任意加入し、その後は国民年金保険料を一括して納付していたとしているところ、被保険者台帳及びA市区町村の被保険者名簿によると、昭和39年4月1日に任意加入被保険者として資格取得していることが確認でき、申立期間後において未納期間は無い。

また、B市区町村は、「申立期間当時、婦人会が国民年金保険料を集金していた。」としており、申立内容と一致する上、納付状況に係る申立人の具体的な供述を踏まえると、申立期間についても申立人が保険料を納付したものと見ても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から55年3月まで
② 平成12年4月及び同年5月

申立期間①については、私の将来のことを思って亡くなった母親が国民年金保険料を納付してくれていた。母親の性格を考えると未納期間があることに納得がいかない。

申立期間②については、私が集金人や社会保険事務所（当時）で未納期間が無いように納付してきた。2か月の未納期間があることに納得がいかない。

申立期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人の母親が国民年金保険料を納付したと主張しているところ、その母親は、昭和54年*月の65歳到達時に国民年金受給要件を満たしているにもかかわらず、34か月の保険料を特例納付している上、申立期間①の期間中に、申立人の20歳到達時から申立期間①の直前までの保険料を過年度納付、特例納付及び追納により全て納付しているなど、申立人の母親の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間①は、12か月と比較的短期間であり、申立期間①直後の昭和55年4月から10年にわたり現年度納付しているなど、申立人の母親の納付意識の高さを踏まえると、申立期間①についても申立人の母親が納付していたものと見ても不自然ではない。

2 一方、申立期間②について、その前後の納付状況を見ると、過年度納付等により1年から2年の国民年金保険料をまとめて納付していることが確認できるところ、申立期間②直後の平成12年6月から14年3月までの期間の保険料は、14年7月9日に過年度納付しており、当該時点では、申立期間②は時効により納付できない期間である。

また、申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案689

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から13年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、実家のA市区町村に住む母親が、A市区町村役場から送られてきた納付書により、毎月、地元のB金融機関窓口で納付したにもかかわらず、学生納付特例期間として記録されている。

私、母親共に、学生納付特例制度の申請手続きをした記憶は無く、そうした制度があることも知らなかった。

申立期間について、調査の上、国民年金保険料の納付済み期間として、記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間に係る学生納付特例制度の申請日は平成12年4月12日であり、同年8月7日付けで処理されたことが確認できるなど、事務処理等に不自然さは無い。

また、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、「A市区町村役場から送付されてきた納付書により、毎月、B金融機関窓口において申立期間の保険料を納付した。」旨主張しているところ、申立期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、オンラインシステムの導入等により、保険料納付に係る記録が複数回にわたり人為的ミス等により失われることは考え難い上、A市区町村及びB金融機関へ照会したが、申立内容を裏付ける事情は見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案690

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から2年7月までの期間、8年2月から同年3月までの期間、9年4月及び11年4月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年12月から2年7月まで
② 平成8年2月から同年3月まで
③ 平成9年4月
④ 平成11年4月から同年5月まで

申立期間の国民年金保険料については、全て納付したにもかかわらず、未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前に国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者の資格取得状況などから判断すると、平成4年9月頃にA市区町村において払い出されたものと推認でき、当該時点において、申立期間①は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②、③及び④については、オンラインシステムの導入等により、保険料納付に係る記録が複数回にわたり人為的ミスにより漏れることは考え難い上、申立人は、保険料の納付時期、保険料額等に係る記憶が明確ではなく、第三者による保険料納付を裏付ける証言も得られない。

また、申立期間②については、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間③及び④については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に統合されない記録（未統合記録）が生ずることは考え難い。

3 申立期間①、②、③及び④について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び④について、申立人が国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。